

欧州連合の発足とフランス・フラン通貨圏

— 欧州統一通貨 ECU とフランス・フラン通貨圏の連繫 —

岡田 昭 男

目 次

1. はじめに——問題の所在——
2. フランス・フラン通貨圏の全体像
 - (1) フランス・フラン通貨圏の概況
 - (2) フランス・フラン通貨圏のメカニズム
 - (3) 西アフリカ通貨同盟
3. 欧州通貨統合とフランス・フラン通貨圏
 - (1) フランス側の見解
 - (2) 欧州連合側の反応
 - (3) アフリカ諸国側の考え
4. ECU 圏の拡大
5. むすび——貿易と開発から経済通貨同盟への展開——
6. 追補——1994年1月12日付「CFA・フランの切下げ」について

1. はじめに——問題の所在——

マーストリヒト条約の承認に関して、違憲訴訟が提起されていたドイツで、10月12日(1993年)憲法裁判所が合憲の判決を下し、訴を退けたことにより11月1日にマーストリヒト条約が愈々発効することになった⁽¹⁾。こうした経緯もあって本稿で採り上げた主題は益々現実味をもってきたと考えられる。

EC 域内の通貨統合問題の論議は、1969年頃より始まり、ウエルナー報告(1970年)、スネークの創設(1972年)、欧州通貨協力基金(1973年)等の経緯を経て、1979年に欧州通貨制度(EMS)と ECU の創設に至る。次いで1985年「域内市場統合」が白書により示され、また単一欧州議定書⁽²⁾

により EC の経済的社会的連繫の強化が謳われ、経済通貨同盟実現に向うことになる。

1985年に更にドロール報告が採択され、3段階による通貨統合案が示され、一部修正された後1992年2月に調印されたマーストリヒト条約により、統一通貨 ECU の導入による欧州経済通貨同盟の実現の方向が示された。

欧州統一通貨 ECU が実現すると、複合通貨である ECU のバスケットの中には、加盟国通貨に互してフランス・フランを組み込まれている。こうした関係から既にフレンチ・ECU の呼び名も聞かれるところ、そこで注目すべきことは、フランスがフランス・フランを基軸通貨として、アフリカ14カ国を擁するフランス・フラン通貨圏を形成していることである。

そこで統一通貨 ECU が導入されれば、フランス・フラン通貨圏との関係はどうなるか、が問題となるところである⁽³⁾。

2. フランス・フラン通貨圏の全体像

(1) フランス・フラン通貨圏の概況⁽⁴⁾

フランス・フラン通貨圏は、域内領域が植民地であった当時から通算すれば、既に半世紀を経ており、旧植民地の諸地域の独立からは既に30余年を経過している。

こうした歴史的経緯から、最適通貨地域(an optimum currency area)の考え方と関連させて論じたいむきもあるが⁽⁵⁾、歴史的には第2次世界大戦の勃発に伴う、フランス本国と海外植民地の全

別表1：フランス・フラン通貨圏の国および地域並びに発券局と通貨

1992年6月30日現在

国または地域	発券局	通貨	仏・フランとのレート
フランス本国 モナコ	フランス銀行	フランス・フラン	
グアドループ ギヤヌ マルティニック レユニオン サン・ピエール、ミクロン	海外県発券局 (フランス銀行のコレレス先)	フランス・フラン	
ニューカレドニア 仏領ポリネシア ワリス・フトナ	海外発券局	CFP・フラン	1CFP フラン =0.055 フランス・フラン
マヨット	海外発券局 (フランス銀行のコレレス先)	フランス・フラン	
ベニン ブルキナ 象牙海岸 マリ ニジェール セネガル トーゴ	西アフリカ諸国中央銀行	CFA・フラン ⁽¹⁾	1CFA・フラン =0.02 フランス・フラン
コモロ・イスラム連邦共和国	コモロ中央銀行	CFA・フラン	1CFA フラン =0.02 フランス・フラン
カメルーン 中央アフリカ コンゴ ガボン 赤道ギニア チャド	中部アフリカ諸国中央銀行	CFA・フラン ⁽²⁾	1CFA・フラン =0.02 フランス・フラン

(1) Franc de la Communauté Financière Africaine

(2) Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale

出所：Rapport annuel de la Comité Monétaire de la Zone Franc, 1992.

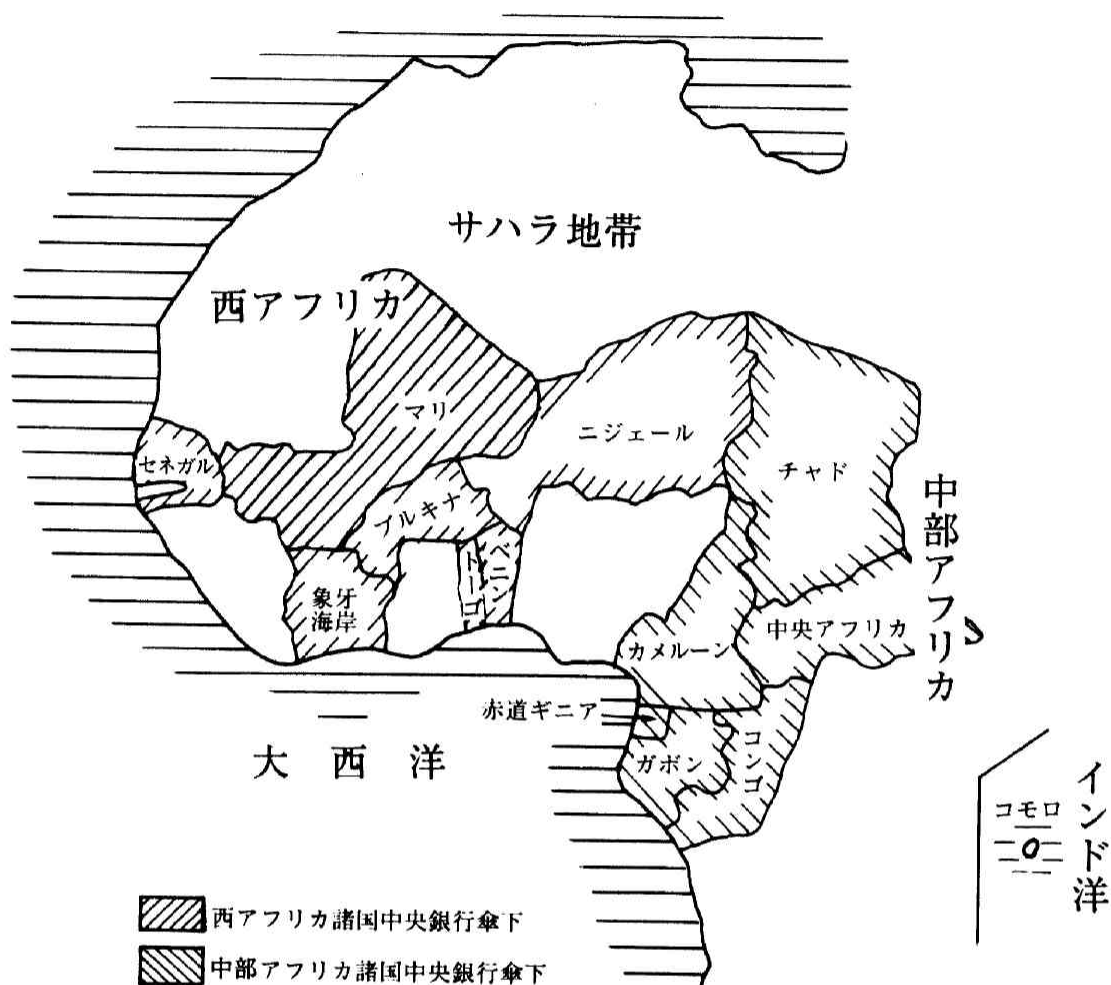
※1994年1月12日付CFA・フランの切下げについては本稿末尾6. 追補参照。

域を含む領域内の為替管理に端を発し、また戦後においては1945年IMFの発足に伴い、各加盟国は平価を決定し、IMFに通告する必要があった。その際フランスは自国通貨の平価の通告に際して、フランス本国のほか海外領域はアフリカ大陸を主として、大西洋及びアジア・太平洋方面等広範囲に亘る状況にあり、また地域により物価を含

む経済事情も異なるので、単一の通貨で全域をカバーすることは困難であるとの立場から、本国フラン (Franc)、アフリカ植民地フラン (Franc de Colonie Française Africaine, 略称 F・CFA)、太平洋植民地フラン (Franc de Colonie Française Pacifique, 略称 F・CFP) の3つの通貨の平価を決定し、領域内の他の通貨は、本国フランにリンクす

アフリカにおけるフランス・フラン通貨圏地理

(1993年現在)



る方式をとった。当時フランス・フラン（本国フラン）を基軸通貨とする通貨圏は18地域に11の発券局、7種類の通貨が流通する状況にあった⁶⁾。

こうした状況は、アフリカの植民地の独立という新事態により、15カ国が独立し、とりわけ注目すべきことは、アフリカ大陸において、西アフリカと中部アフリカに複数の独立国を傘下に置く中央銀行が2行、即ち西アフリカ諸国中央銀行（Banque Centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest, 略称 BCEAO, セネガル, マリ, ニジェール, 象牙海岸, ブルキナ, トーゴ, ダホメ（ベニン）の7カ国を傘下に置き）また中部アフリカ中央銀行（Banque Centrale de l'Afrique Equatoriale, 略称 BEAC, カメルーン, ガボン, コンゴ, 中央アフリカ, チャドの5カ国を傘下に置く）が設立され、いずれもフラン

ス・フランにリンクする共通通貨 CFA・フラン（西アフリカに於ては Franc de la Communauté française Africaine, 中部アフリカに於ては Franc de la Coopération Française Africaine）を使用していることである。1993年現在においては、別表1のとおり、前述の西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO, 7カ国傘下）、中部アフリカ中央銀行（BEAC, 6カ国傘下）ほか中央銀行および発券局数は6を数え、フランス・フランにリンクして流通する通貨は、フランス・フランを含め4種類ある。

このうち前述の西アフリカ諸国中央銀行の加盟諸国および中部アフリカ諸国中央銀行の加盟諸国は、それぞれ共通の中央銀行を創設した段階で、西アフリカでは西アフリカ通貨同盟（Union Monétaire de l'Afrique de l'Ouest, 略称 UMAO）

を結成し、中部アフリカでは通貨同盟という用語は使用していないが、通貨協力 (coopération monétaire) という表現で、事実上の通貨同盟を形成している。

また西アフリカでは、従来からあった西アフリカ関税同盟を基礎とし、EECをモデルとして西アフリカ経済共同体 (Communauté des Etats de l'Afrique de l'Ouest, 略称CEAO) を結成し、中部アフリカにおいても、BEAC諸国は関税・経済同盟 (Union Douanière et Economique de l'Afrique Centrale, 略称UDEAC) を結成している。

(2) フランス・フラン通貨圏のメカニズム

フランス・フラン通貨圏のメカニズムをみると、次に掲げるような基本的な6つの特徴が挙げられる。

① 通貨協力圏としてのフランス・フラン通貨圏

この通貨圏は加盟国とフランスとの取極および加盟国相互の自発的意思により、取極または条約に基づき形成されるものであって、強制によるものではない。モーリタニア⁽⁷⁾およびマダガスカル⁽⁸⁾はそれぞれ自らの意思により1973年にフランス通貨圏を脱退している。

② フランス・フラン通貨圏域内通貨のレートの固定

フランス・フラン通貨圏に所属する通貨のレートが固定されている(1958年以来)。このため為替相場の変動による投機の対象とはならない。

③ 通貨の無制限交換性の保証

フランス・フラン通貨圏域内の通貨は原則として、フランス・フランとの無制限交換性が保証されている。この保証はフランス国庫に開設される操作勘定 (compte d'opérations) により行われる⁽⁹⁾。つまり、フランス国庫が為替相場の固定の保証を行う。つまり加盟国の為替の準備 (les réserves de change) が赤字になった場合、その赤字分はフランスの国庫によって補填され、利息を取り立て、黒字の場合には利子を付すという、つまりフランス国庫による貸付けに類似する制度であり、場合によってはフラン

ス側の財政負担となる協力関係にある。

④ 通貨の振替の自由

フランス・フラン通貨圏の域内通貨相互の振替が原則として自由である。これは前項③の無制限交換性の原則とも関連し、資本取引についても原則として自由である。

⑤ 取得外貨の集中

フランス・フラン通貨圏に加盟する国別の各中央銀行が取得する外貨がフランス国庫に開設される操作勘定に預託 (集中) することが義務付けられている。この勘定は通貨圏加盟国の通貨の無制限交換性の保証の準備資産となるもので、③で述べたように、勘定が黒字の場合には利子が付き、赤字の場合には利息を払う仕組みになっている。

⑥ 通貨圏域内通貨政策の調整

以上述べた通貨協力に伴う、通貨の無制限交換性の保証、レートの固定、振替の自由、取得外貨の集中等、フランス・フラン通貨圏の基本的特質が維持されるため、加盟国相互間の政策調整が必要であり、このため主要なものとして、次の2つの方法が挙げられる。

① フランス・フラン通貨圏蔵相会議の開催

この会議は年2回開催され、内1回は、IMFの年次総会とタイミングを合わせ開催され、世界経済の動向との政策調整も行われ、他の1回は現地アフリカで順次開催されている。

② フランスとの経済協力の枠内で行う技術協力

貿易、通商、為替、金融等の部門に対し、技術指導のため、フランスより技術顧問を派遣する。西アフリカ諸国中央銀行および中部アフリカ中央銀行の場合には、それぞれの銀行の管理委員会にはフランス代表が派遣され、指導と勧告を行っている。

(3) 西アフリカ通貨同盟

フランス・フラン通貨圏のうちで、複数の国を傘下に置く、2つの中央銀行のうち、西アフリカ諸国中央銀行は、ベニン、ブルキナ・ファソ、象

牙海岸、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴの7カ国を傘下に置き、前述のように協定に基づく西アフリカ通貨同盟を結成しており（別表2参照）、フランス・フラン通貨圏の中でも、最も制度的に整備された国際機構である。

ただこの通貨同盟は、加盟国のすべてが開発途上国であるから、先進国間で結成された通貨同盟とは性質や内容が異なることに留意しなければならない。しかし加盟国は等しく独立国である。

西アフリカ通貨同盟の枠組みは、まずフランスを軸として、アフリカ7カ国との間で西アフリカ通貨同盟を締結し、西アフリカ諸国中央銀行の定款は、通貨同盟条約の付属文書とされている⁹⁹。マーストリヒト条約の調印に先立って発表されたドロール報告において「現在のローマ条約では、経済・通貨同盟を創設するには不十分であり、各国法制の改革の基盤に立って設定しうる新たないくつかの取極が必要であること、また経済通貨同盟は基本的な機能面、制度面での取極および、その段階的实施を規律する条約の下で具体化するこ

とが必要である¹⁰⁰」とし、マーストリヒト条約では、この趣旨をとり込み、欧州中央銀行定款¹⁰¹は同条約の議定書として付属の形式をとっており、西アフリカ通貨同盟の形式に類似しているといえよう。

また別表2の西アフリカ通貨同盟は機構図で示したように、総括的に条約が1つ、金融政策の策定に伴う協力協定が1つ、そして通貨の交換性の保証のための、フランス国庫と中央銀行との間の操作勘定取極が1つ、合計3つの条約で組み上げられている。

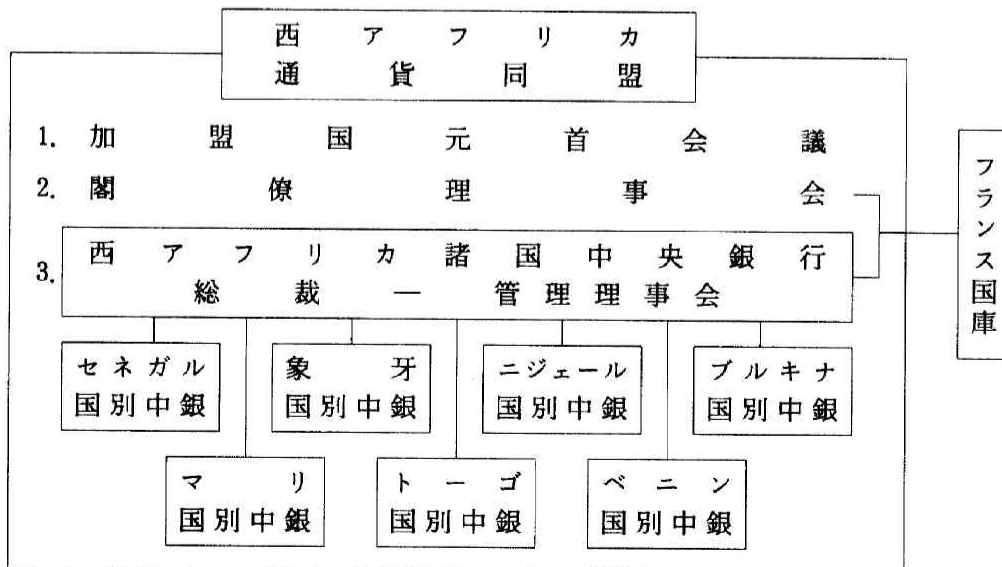
3. 欧州通貨統合とフランス・フラン通貨圏

本稿の「はじめに——問題の所在——」で述べたように、マーストリヒト条約が発効し、欧州経済通貨同盟が、かねてのタイムテーブルに従い動き始めると、欧州連合の有力な加盟国の1つであるフランスの通貨、フランス・フランは複合通貨

別表2：西アフリカ通貨同盟（UMOA）機構図

基本条約及び取極：

1. 西アフリカ通貨同盟条約（加盟8カ国）
 付属書：西アフリカ諸国中央銀行定款
2. 通貨協力協定（フランスと仏系西アフリカ7カ国）
3. 操作勘定取極（フランス蔵相と西アフリカ通貨同盟閣僚理事会議長との通貨の交換性の保証に関する取極）



である ECU のバスケットに組み込まれてフレンチ・ECU に変身するであろう。他方以上みたとおり、約半世紀に亘りフランス・フランを基軸通貨としてフランス・フラン通貨圏を形成し、現在も 14 カ国を擁している。そこでフランス・フラン通貨圏に属する諸通貨は自動的に ECU (フレンチ・ECU) に連動するであろうとの考えが広まりつつある。この問題をフランス側、欧州連合側、および現地アフリカ関係諸国側では如何様に受けとめているかについて調査したところ、疑問と確信と期待が交錯した結果の要旨は次のとおりである。

(1) フランス側の見解⁹³

フランス政府としては、マーストリヒト条約が署名される以前においては、フランス・フラン通貨圏は将来も従来どおり、フランス・アフリカ通貨協力の路線を継続しうるかどうかが疑念を抱いたといわれている⁹⁴。しかしマーストリヒト条約の内容が 1992 年 2 月調印により確定した時、フランスは、フランス・フラン通貨圏の将来に向けて存続しうるという見通しに自信を持つに至ったようである。その拠り所となる点を紹介すれば次のとおりである⁹⁵。

① 欧州通貨同盟とフランス・フラン通貨圏との整合性と新たな対応の必要

フランス・フラン通貨圏のいくつかの特徴(前述の「フランス・フラン通貨圏のメカニズム」の「基本的な 6 つの特徴」を参照)また関係諸条約、取極等は欧州通貨同盟と両立しうるものであり、またフランス・アフリカの協力関係は、欧州共同体の連合制度、また数次に亘るロメ協定の趣旨と合致するものである。しかし欧州通貨同盟諸国はきびしい通貨政策を行っているので、フランス・フラン通貨圏諸国は新たな対応(perspectives nouvelles)を迫られるものと考えられる。

② 欧州通貨同盟とフランス・フラン通貨圏が両立する根拠

フランスが欧州通貨同盟とフランス・フラン通貨圏が両立しうる根拠として「マーストリヒ

ト条約が「欧州委員会が全会一致により、非共同体通貨に対し、ECU との交換レートに関する取極を締結することができる」⁹⁶ とし、また「加盟国は経済および通貨面での共同体の権限や取極めを妨げることなく、国際的必要性に基づき、国際的取極を締結することができる」⁹⁷ と規定していること等を挙げる。

③ 欧州通貨同盟とフランス側操作勘定との関係

フランス・フラン通貨圏の本質的機能は、フランス国庫に開設される、域内各国中央銀行名義の操作勘定(compte d'operations)の機能に基づくもので、その特質としての無制限交換性の保証や、無制限引出しの可能性は、欧州通貨同盟の機能によるものではなく、域内諸国中央銀行の操作勘定は、いわばフランス国庫のコルレス勘定であり、その本質はフランスの財政問題であると解釈される。

④ 共通財政政策と補完性の問題

欧州連合加盟国は、マーストリヒト条約に従い、共通予算管理政策に準拠しなければならないが、加盟国の公共支出に関する選択は、加盟各国の排他的権限にゆだねられているので「操作勘定」はマーストリヒト条約に抵触しない。これは欧州連合の基本原則の 1 つである補完性の原則(le principe de subsidiarité)⁹⁸に基づくものとの解釈がフランス側で行われている。

⑤ ECU 圏とフランス・フラン通貨圏との連繫に伴う問題点

フランス・フラン通貨圏が ECU 圏と連繫することにより、変動するドルに代って安定した ECU が使用され、為替リスクは減少し、欧州・アフリカの貿易の活性化が期待される。しかしこの反面、フランスとしては欧州経済通貨同盟側の厳しい政策に伴うフランス・フラン通貨圏の通貨、金融、および金融機関の監査等に関する制度上改革の必要性が問題となることを予想している。

(2) 欧州連合側の反応

マーストリヒト条約は付属の宣言の一つで「第

3国との通貨協力¹⁹を謳っているのですが、ECUと「第3国通貨」との協力の問題について消極的ではないと考えられる。しかしマーストリヒト条約にはフランス・フラン通貨圏に関する条文、宣言、または議定書は全くない²⁰。従って欧州通貨同盟が未完成である現段階では、明確な公式見解を明らかにしていない。しかし担当部局の非公式見解を窺うことは可能である²¹。欧州連合側が、フランス・フラン通貨圏について、特に注目している点は、西アフリカ通貨同盟グループと、中部アフリカ通貨協力グループで、これらの2つの通貨同盟（それぞれ2つの共通中央銀行に属する）は既に30数年の歴史を有し、また対外的にアフリカ諸国に刺激を与え、近隣国にマクロ経済の範を垂れることを期待している。この文筋から、フランス・フラン通貨圏に属する通貨はECUに連動することになるという観測を行っている。

(3) アフリカ諸国側の考え

フランス・フラン通貨圏の中核的存在である、西アフリカ諸国中央銀行(BCEAO)および中部アフリカ中央銀行(BCEAE)の両行のうち、通貨同盟として制度的に整備されている西アフリカ諸国中央銀行では、1992年に創立30周年を迎え、記念シンポジウム等開催し、その成長と発展を祝し、将来のさらなる発展が期待された。

近い将来のECUとの連繫の問題については、同行のLawson 渉外部長はフランス・フランより安定した通貨ECUに連繫することを歓迎するとしながらも、先進諸国が造る欧州通貨同盟と、開発途上国のみで形成する通貨同盟とでは、性格的にも内容的にもかなり異なる。またフランス国庫の介入はあっても、予想されるとおり、ECU圏に組み込まれることにより、欧州連合側より要請される金融政策、財政政策上の規律ほか政策調整をいかに処理し、対応を決定していくかが問題であるとしており、ECUが導入されるタイム・テーブルが明確にならないと地元アフリカの対応の具体化が困難である旨述べている²²。

しかし上記両行の事務方では、ECU圏移行を念頭に置きつつ、従来からの国別通貨金融政策の

見直しに着手し、また非公式連絡会議を随時開催し調査研究を行っている。なおフランス銀行内に置かれている、フランス圏通貨委員会(Comité monétaire de la Zone Franc)の事務局では、関係諸国が未だフランスの植民地であった当時、1953年以来、域内のカントリー・レポートをまとめ、年報を作成し、また統計資料を整理しており、ECUの導入とフランス・フラン通貨圏との連繫の問題につき、それぞれ関係アフリカ諸国は、自主的にどこまで積極的対応を示すかに注目している²³。

4. ECU圏の拡大

欧州通貨同盟の完成を目指すマーストリヒト条約では、1994年1月から第2段階に移行して欧州通貨機構(EMI)を創設するとともに、ECUに対する加盟国通貨の構成比を凍結し、また第3段階への移行の条件としての物価、為替、金利、財政等の経済格差の収斂状況を検討し、1996年12月末までに、第3段階に移行し、適格国は1997年1月、おそくとも1999年1月までに欧州中央銀行(ECB)を設立し、第3段階に移行した適格国の通貨の変動幅を解消し、単一通貨ECUを導入するタイム・テーブルが組まれている。

今後状況が進展して、欧州統一通貨ECUが導入される場合には、前述のとおり、フランス・フランを仲介としてECUに連繫するであろう。また欧州連合諸国に隣接する、周辺欧州諸国、あるいはロメ協定に加盟するその他の開発途上諸国の内から、フランス・フラン通貨圏諸国通貨のECUへの連繫にならって、ECUへの連繫の要請が行われることが考えられる。実際に、前記の諸国の内、若干の国々から、そうした意図表明が非公式に打診されていることが側聞される²⁴。こうしたECU圏の将来の展開について整理すれば、次の3つのケースに分類されると思う。

(1) 現行フランス・フラン通貨圏制度の維持

欧州統一通貨ECUが導入されても、現行のフランス・フラン通貨圏制度を大きく修正することなく、つまり現状維持(statu-quo)を保つ方法、

即ち欧州通貨同盟は特別の措置をとることなく、フランス側はフレンチ・ECUにより、フランス国庫を通じて、フランス・フラン通貨圏通貨の交換性の保証を行う従来の方式を存続する。

(2) 欧州連合に隣接する諸国との ECU による通貨協力圏の形成

マーストリヒト条約の「第3国との通貨協力」に関する宣言において「国際通貨関係の安定に寄与するため、他の欧州諸国および共同体が密接な経済関係を有する、欧州以外の諸国との協力をを行う」ことが謳われている。この趣旨からいえば、前記(1)「現行フランス・フラン通貨圏との関係の維持」も当然この範疇に入ることになるが、従来からの長い歴史的経緯があるので前記(1)と分けることにした。

ここにいう第3国との通貨協力として考えられるものは、既に行われたノルウェーのクローネや、スウェーデン・クローナ等を ECU に連動させた例（その後欧州通貨の為替の変動のため中断した）があり、将来欧州経済領域（EEA 諸国）や、かねて EC と協定を締結している地中海諸国や、さらに欧州連合のロメ協定に加盟している諸国 69 カ国（うち 14 カ国はフランス・フラン通貨圏に加盟）等の中から、将来自国通貨の欧州統一通貨 ECU への連繫を要請するケースが予想される。

(3) ECU 圏の拡大

前記(1)「現行フランス・フラン通貨圏の維持」も(2)の「欧州連合に隣接する諸国との ECU による通貨協力圏の形成」も広義における ECU 圏の拡大である。

ここで述べる「ECU 圏の拡大」は狭義ともいうべきもので、前記(1)の「フランス・フラン通貨圏」の枠を超えた。ECU による開発途上諸国の経済、財政と通貨の指針とその安定をもたらす機構が将来可能となるのではないかと、ということである。つまりフランス・フラン通貨圏において、フランス国庫が行っている操作勘定の機能を果たす機構が、欧州連合の中に創設されるならばそれは可能ではなかろうか。例えば欧州開発基金（FED）、ロ

メ協定の枠による特別基金、または関心を有する加盟各国からの出資により創設される、ECU を基軸とした、開発途上諸国の通貨の安定機構が、考えられないであろうか。こうした発想の流れの説明は次の「むすび」で述べることにしよう。

5. むすび——貿易と開発から経済通貨同盟への展開——

1992年ガボンのリーブルウイルで開催された第17回仏・アフリカ首脳会議でベレゴボワ仏首相は、欧州連合に ECU が導入されれば、フランス・フランを仲介として ECU 圏はフランス・フラン通貨圏に向って拡大される見解を述べ、それに伴うフランス・フラン通貨圏加盟諸国側の準備と対応を呼びかけ、フラン・アフリカからユーロ・アフリカに向かっての通貨協力推進について、並々ならぬ熱意を示した²⁵⁾。

1993年11月1日にマーストリヒト条約は発効したので、欧州連合の動きは活発化することが予想される。目下の為替調整機構（ERM）の難関もいずれ夙が来て落ち着くものと予想され、欧州経済通貨同盟結成のタイム・テーブルは徐々に進展するであろう。

振り返ってみれば、1958年のローマ条約の枠組みで行われた開発途上諸国（EEC加盟諸国の旧植民地）に対するアプローチは「貿易と開発」の面であったことは周知のとおりである。しかし、1992年のマーストリヒト条約では「経済と通貨」の面からのアプローチが見えてきたように思われる。21世紀の南北問題の対応の一つとして、開発途上国の経済と安定の機構として、フランス・フラン通貨圏のように主権を制限し、地域経済協力を促進する通貨圏が検討されてもよいのではなかろうか。

6. 追補——1994年1月12日付「CFA・フランの切下げ」について——

(1) フランスは1994年1月12日午前0時をもって CFA・フランの 50%、コモロ・フランの 25%切下げを行った。かねて CFA・フランが現地の物価賃金等の実勢から外れていることから、

切下げは屢々問題となり、大方はいずれは不可避ではないかと考えていた。しかし夫々事情が異なる14カ国を抱えるフランス・フラン通貨圏という大世帯でもあり、切下げはいつとも知れず遷延されていたものである⁹⁰⁾。

(2) フランス政府の宣言文によれば、世界銀行および、IMFも今次切下げに介入し、関係国の構造調整政策を強化するため、必要措置を定めた取極を関係国と締結する趣であり、またフランスは関係国の保有する外貨の交換性を保証することを確認している。さらにまたフランスは議会に対し、加盟国の債務の軽減措置を、一方的に即刻行うことを提案し、また最貧国に対しては、フランスが保有する開発と援助に伴う債権はすべて免除することを決定した。

(3) 今回のCFA・フランの切下げは、1994年1月10日より、ダカール(セネガル)において、フランス・フラン通貨圏加盟14カ国が参集して特別首脳会議(非公開)が開催され、IMF専務理事(Michel Camdessus)仏協力大臣(Michel Rousin)が参加した。当初加盟国側の大勢は切下げ反対に動き、協議は難渋したが、切下げに伴う諸条件が整い、切下げ受諾に向ったといわれている(世銀側から、西アフリカ・中部アフリカ担当局長およびサヘル担当局長の両名も参加した模様)。

(4) 本稿において、欧州統一通貨ECUとフランス・フラン通貨圏の連繫の問題をみたが、この視点から、今回行われたコモロを除く、フランス・フラン通貨圏加盟諸国がほぼ全域で使用している「CFA・フラン」の切下げは、94年1月1日のEUの経済通貨同盟の第2段階への移行と、フランス自身93年の通貨危機の処理を、この程完済し、フラン相場の安定というタイミングから、将来のECUの導入に伴う、フランス・フラン通貨圏との連繫を考慮して行った、基本的準備と対応の一つとみることができないであろうか。経済的格差の大きい欧州連合という先進国グループとフランス・フラン通貨圏という開発途上グループとの通貨面での連繫は、マーストリヒト体制の進展とともに注目すべき様相を呈してきた。

注

- (1) Europe, no. 6084, 13 October 1993. なおドイツの憲法裁判所はカールスルーエ(Karlsruhe)所在。今回の判決はカールスルーエ判決の呼称もある模様。
- (2) 単一欧州議定書(Acte unique européen, 1987年6月29日発効)。
- (3) De Larosière, Ministre français des Finances, l'avenir de la Zone Franc, le 16 septembre 1992.
- (4) 拙著『フラン圏の形成と発展——フランス・フランを基軸とする通貨圏と経済統合の諸問題——』早稲田大学出版部, 1985年。
- (5) 筆者が「フランス・フラン通貨圏」につき、第42回国際経済学会(昭和58年)で研究報告を行った際、松井謙教授から最適通貨地域との関連につき指適があった。
- (6) 前掲拙著, 22~32頁参照。
- (7) モーリタニアは新通貨Ouguiyaを制定し、1973年6月29日フランス・フラン通貨圏を離脱した。
- (8) マダガスカルは1973年7月1日、フランス国庫との操作勘定取極を停止し、フランス・フラン通貨圏を離脱した。
- (9) 操作勘定については前掲拙著第14章以下参照。
- (10) 前掲拙著第13章以下参照。
- (11) ドロール報告書「欧州共同体における経済・通貨同盟に関する報告書、第2章第4項(制度的な取極め)」日本銀行仮訳『金融』1989年6月号, 30頁。
- (12) マーストリヒト条約, Protocole, sur les statuts du système européen de Banques Centrales et de la Banque centrale européenne.
- (13) De Larosière, Ministre français des Finances, L'avenir de la Zone Franc.
- (14) (15) Ibid.
- (16) Art. 109, aliena 1. Traité de l'Union européenne.
- (17) Art. 109, aliena 5. *idem*.
- (18) Art. B, Disposition commune, *idem*.
- (19) Déclaration, *idem*.
- (20) 但し、フランス・フラン通貨圏通貨でCFP・フランはフランス領域内で使用されていることもあり、特例としてマーストリヒト条約の「宣言」の中に規定がある。
- (21) Christian Ghymers: Nouvel environnement économique international, perspectives et enjeux pour l'UMOA et son environnement régional, Dakar, le 29 novembre 1992.
- (22) 西アフリカ諸国中央銀行, Lawson 国際関係総局長と筆者との意見交換。1993年3月16日, 於ダカール。
- (23) フランス銀行, フラン圏通貨委員会 L. Bernadine 事務局長および Beaumé 主任との意見交換。1993年3月26日, 於パリ。
- (24) 欧州連合本部, 第2部総局担当筋。
- (25) Intervention de M. Pierre Bérégoz, Premier Ministre, au Sommet Franco-Africain à Libreville, GABON, le 6 octobre 1992.
- (26) Marchés Tropicaux et méditerranéens, no. 2514, le 14 janvier 1994, pp. 52-54.

本稿は筆者が平成3年3月、フランスとベルギーに研究出張(本学より旅費の一部補助をうけた)した際の研究成果で、これに基づき同年名古屋市立大学で開催された第50回、国際経済学会で行った研究報告のフルペーパーに加筆したものである。